輪島市穴水町環境衛生施設組合低入札価格調査実施要領

（平成21年9月11日訓令第2号）

改正　平成27年5月1日訓令第1号　平成30年6月1日訓令第1号
令和元年10月1日訓令第1号

（趣旨）

第1条　この訓令は、組合財務規則（平成21年財務規則第5号。以下「財務規則」という。）第100条（同規則第105条において準用する場合を含む。）及び令第167条の10第1項の規定による工事の請負契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査基準価格の算出方法）

第2条　財務規則第98条第1項に規定する調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1)　土木工事については、次に掲げる額の合計額

ア　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2)　建築工事及び設備工事については、次に掲げる額の合計額

ア　直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合計額に10分の9を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2　前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とする。

（入札参加者への周知）

第3条　組合長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

(1)　調査基準価格があること。

(2)　調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び通知方法。

(3)　調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4)　調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に行う事情聴取に協力すべきこと。

（入札の執行）

第4条　入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、調査を行った上で落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第5条　調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するために、入札日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を実施するものとする。

(1)　当該価格で入札した理由(様式第1号)

(2)　入札価格の積算内訳

(3)　契約対象工事現場付近における手持工事の状況(様式第2号)

(4)　契約対象工事に関連する手持工事の状況(様式第3号及び様式第4号)

(5)　契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)(様式第5号)

(6)　手持資材の状況(様式第6号)

(7)　資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式第7号)

(8)　手持機械数の状況(様式第8号)

(9)　労務者の具体的供給見通し(様式第9号及び様式第10号)

(10)　過去に施工した公共工事名及び発注者(様式第11号)

(11)　前号の公共工事の成績状況

(12)　下請契約予定者の状況(様式第12号)

(13)　経営状況

(14)　信用状況

ア　建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無

イ　賃金不払の状況

ウ　下請代金の支払遅延状況

(15)　建設副産物の搬出地(様式第13号)

(16)　その他必要な事項

2　前項の調査は、組合長から指示を受けた職員(以下「調査担当者等」という。)が行うものとし、原則として入札執行の日から起算して14日以内に調査を完了するものとする。

3　第1項の調査に際し入札者が資料の提出等を行わない場合は、調査担当者等は、期限を定めて積極的な説明を入札者に求め、入札者がこれに応じないときは、第7条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

(契約内容に適合した履行がされると認めたときの措置)

第6条　調査担当者等は、前条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、その旨を組合長に報告するものとする。

2　前項の規定による報告があった場合は、組合長は、直ちに組合工事請負等業者選考委員会の構成員(以下「審査員」という。)の承認を得て、最低価格入札者を落札者

と認め、落札した旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第７条　調査担当者等は、第５条第１項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、その旨を組合長に報告するものとする。

2　組合長は、前項の規定による報告があったときは、審査員に意見を求めるものとする。

3　前項の審査員の意見が調査担当者等の意見と同一であったときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定するものとする。

4　第２項の審査員の意見が調査担当者等の意見と異なったときは、調査担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。

5　組合長は、第３項又は前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札した旨を、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかったものに落札者とならなかった理由を、他の入札者に落札の決定があった旨をそれぞれ通知するものとする。

6　第５条及び前条並びに第１項から第５項までの規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

附　則（平成21年9月11日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成27年5月1日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成30年6月1日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（令和元年10月1日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

当該価格で入札した理由

備考　当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫等との関連、手持資材の状況、手持機械数の状況、下請会社等の協力等の面から記載すること。

（本来はＡ４横）

様式第2号（第5条関係）

手持工事の状況（契約対象工事現場付近）

発注者	施工場所	工事名	契約金額	工期	備考

備考　契約対象工事現場付近(半径10キロメートル程度)での手持工事件名等を記載すること。

（本来はＡ４横）

様式第３号（第５条関係）

手持工事の状況（契約対象工事関連）

発注者	施工場所	工事名	契約金額	工期	備考

備考　契約対象工事と同種又は類似の手持工事の件名等を記載すること。

（本来はＡ４横）

様式第4号（第5条関係）

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

備考　入札者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証（写し）等）を添付すること。

（本来はＡ４横）

様式第５号（第５条関係）

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

事業所名	住　所	電話番号	現場までの距離	所要時間	備考

（本来はＡ４横）

様式第６号（第５条関係）

手持資材の状況

品名	規格・形式	単位	手持数量	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	備考

備考

1　主に当該工事で使用予定の資材を記入すること。

2　保管状況を確認できる写真等を添付すること。

（本来はＡ４横）

様式第７号（第５条関係）

資材購入先及び購入先と入札者との関係

品名	購入先	住所	購入先と入札者との関係

備考　低価格で調達できるとしているものについては、購入先からの見積書（写し）等を添付すること。

（本来はＡ４横）

様式第８号（第５条関係）

手持機械数の状況

名称	仕様	製造者	納入年月	数量

備考

1　主に当該工事に使用する予定の手持機械の状況を記載すること。

2　機械の所有が確認できる書類を添付すること。

様式第９号（第５条関係）

労務者の確保計画

工種	職種	単価	労務者数		下請け会社との関係 下請会社名等
			自社労務者	下請労務者	

備考　自社労務者については、その名簿及び入札者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証（写し）等）を添付すること。

（本来はＡ４横）

様式第10号（第5条関係）

工種別労務者配置計画

工種	配置予定人数						計
	世話役	普通作業員 特殊作業員	配管工	電工	オペ		

（本来はＡ４横）

様式第11号（第5条関係）

過去に施行した公共工事名及び発注者

発注者	工事名	工期	金額（円）	備考

備考

1　過去2年分を記載すること。

2　輪島市及び穴水町が発注した工事で、低入札で受注した工事は、その旨を備考欄に記載すること。

（本来はＡ４横）

様式第１２号（第5条関係）

下請契約予定者名及びその契約予定金額

<table>
<tr><td rowspan="7">下請契約予定者</td><td>会社名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所・電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">発注工事に係る建設業許可</td><td rowspan="2">有・無</td><td>許可番号</td><td>大臣
知事</td><td>般
特</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>許可業種</td><td colspan="4">工事業</td></tr>
<tr><td>現場代理人名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">主任技術者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>安全衛生責任者名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">雇用管理責任者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">下請契約内容</td><td>工事の概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>契約予定金額</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>工事代金支払方法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受注者選定理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

備考　施工体制台帳、施工体系図及び下請契約予定者から提出された見積書（写し）を添付すること。

（本来はＡ４横）

様式第13号（第5条関係）

建設副産物の搬出地

建設副産物	受入予定箇所	受入予定価格

備考　当該工事で発生するすべての建設副産物について記載すること。

（本来はＡ４横）